

総合出先機関の大規模な再編

岡山県

人口：1,954,919 人

面積：7,112.73 km²

取組の概要

県税、福祉、農林、土木を含む総合出先機関として昭和 49 年に設置した 9 つの地方振興局を、平成 17 年 4 月に、3 県民局と 6 支局に再編した。

さらに、順次、支局の機能を縮小し、平成 21 年 4 月までには支局を地域庁舎へ再編することで、再編を完了させる。

取組の紹介

1 取組の背景

- 昭和 49 年の地方振興局設置以降、市町村の枠を超えた広域的な行政課題への対応やハード・ソフト両面にわたる総合的な行政サービスの提供、市町村に対する支援や助言、地域ニーズに応えた特色ある施策などを推進し、地域の振興発展に大きな役割を果たしてきた。
- しかし、生活圏の広域化、高度情報化、少子・高齢化の進行、分権型社会への移行、市町村合併の進展(平成の大合併前の市町村数 78→現在の市町村数 27:減少率 65.4%)など、県を取り巻く社会経済状況が著しく変化しており、また、新たな課題への対応や効率的な行政運営の一層の推進が求められている。
- こうした状況の変化や課題を踏まえ、地方振興局の再編整備を行うこととした。

2 取組の具体的内容

<～H17.3>

地方振興局 (9)

⇒

<第 1 段階 H17.4～>

県民局 (3)

支局 (6)

<第 2 段階 H21.4～>

⇒

県民局 (3)

地域庁舎 (6)

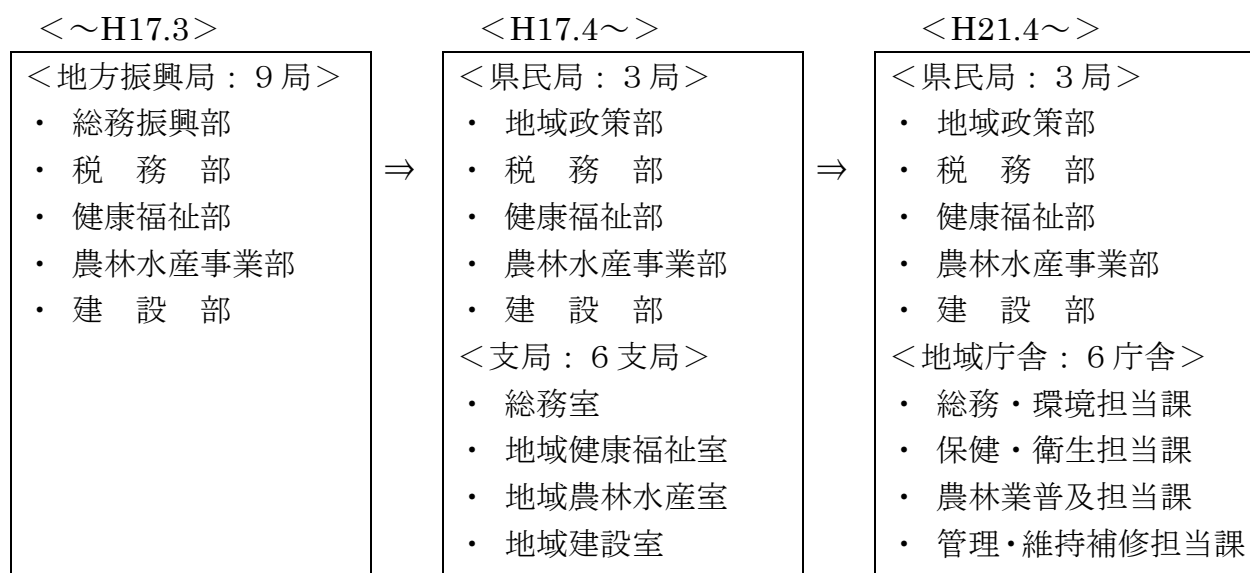
○ 県民局

現在の地方振興局を統合し、県民と向き合いながら、地域の政策全般について担うこととなる新たな県の拠点機関として、3 つの県民局に再編する。

○ 地域庁舎

現地で行う必要がある県施設の管理業務や災害・危機管理などの業務は、6つの地域庁舎（仮称）を設け実施するが、平成21年3月までは支局を設け、過渡的な体制で業務を行う。ただし、市町村への権限・事務移譲等を進めながら、順次、支局の機能を縮小する。

○ 組織体制



○ 市町村への事務・権限の移譲の状況（H18年11月計画改訂）

平成18年4月以降、順次、101事務を移譲

- ・ 平成18年度～ 48事務
- ・ 平成19、20年度～ 53事務

○ 各機関で実施する業務の考え方

- ・ 本庁へ集約して実施する業務

次の業務は、平成17年4月以降、本庁で一元的に実施することにより、効率的で迅速な処理が可能となることから、県民局では行わず本庁で実施する。

- 極めて高い専門的知識を要する業務
- 年間処理件数が少ない業務
- 全県的な啓発業務
- 調査等の管内集計業務 など

- ・ 県民局で実施する業務

県民局では平成17年4月以降も、原則としてこれまで地方振興局で行ってきた業務を行う。

- ・ 地域庁舎で実施する業務
平成 21 年 4 月以降、地域庁舎では次の業務のみを実施する。
(平成 21 年 3 月末までは支局で実施する。)
➤ 自然災害や健康被害、環境破壊などへの初期対応の業務
➤ 環境破壊や健康被害の未然の予防の業務
➤ 農業・林業普及指導の業務
➤ 県民を対象とした許認可、窓口対応の業務
➤ 県管理道路、河川・ダム等の維持管理、補修の業務

○ 過渡的体制（平成 17 年 4 月から平成 21 年 3 月までの間の支局の業務）

- ・ 平成 17 年 4 月から、次の①～④の業務（県民サービスへの影響を最小限にとどめながら、一元的に処理することが効率的な業務）は県民局に集約して実施し、それ以外の業務は、過渡的体制としての支局で実施する。
 - ① 市町村への補助等の業務
市町村合併により対象数が減ることなどから、県民局に集約し、一元的に対応する。
 - ② 対象が限られる許認可等の業務
専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応する。
 - ③ 一定規模以上の公共工事の計画・設計・建設の業務
県民局に集約し、効率的、効果的に実施する。
 - ④ その他、集約することで専門性を増し、効果的に実施することが可能となる業務
専門性を備えた県民局に集約し、迅速、的確に対応する。
- ・ 引き続き支局で実施する、上記①～④に掲げる以外の業務についても、平成 21 年 4 月の再編完了に向けて、公共工事やそれに付随する事業等を県民局に集約するとともに、権限・事務を市町村へ移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、一層の効率化を進める。
- ・ その結果、平成 21 年 4 月以降は上記の「地域庁舎で実施する業務」のみが地域庁舎で実施されることになる。

3 取組の効果

- ・ 広域化による機能強化
局の企画・立案機能、総合調整を行う「地域政策部協働推進室」を設置
- ・ 多様な主体との協働の推進
県民局における協働施策を地域全体で推進するため、地域住民をはじめ市町村、各種団体など多様な協働の主体の参画による「地域の協働と地域の意見を聞く場」を設置
- ・ 簡素効率的な組織執行体制の確立
約 2,100 人の地方振興局職員を、再編完了までに、340 人程度削減、50 億円以上の削減効果

【これまでの職員削減数】

- ・平成 17 年度 ▲120 人
- ・平成 18 年度 ▲ 40 人

4 取組中の課題・問題点

○ 二重行政への対処

本庁、県民局、支局（地域庁舎）の間の権限、責任の所在について明確にし、それぞれの機関においてワンストップで事務を完結させることにより、二重の事務処理としないよう取り組む。

- ・ 本庁から県民局への権限委譲
 - 4h a 以下のすべての農地転用事務
 - 国土利用計画法の土地取引の規制事務 等
- ・ 本庁への事務処理権限の引き揚げ
 - 大型店出店調整に関する事務
 - 農協等の指導監督に関する事務 等

○ 災害・危機管理対応

平成 21 年度の再編完了時には、地域庁舎における体制は極力スリムなものとするが、災害・危機への初動対応は重要であり、迅速かつ的確な対応ができる人員体制の整備を図るとともに、防災体制を新たにシステム化する。

5 住民の反応・評価

- ・ 再編計画の策定に当たっては、パブリックコメントの実施のほか、県下 9 か所で公聴会を開催するなど、県民意見の把握に努めた。

6 今後の課題

- ・ 平成 21 年 4 月の再編完了に向け、災害・危機管理対応の体制等について、詳細な検討を進めていく。
 - 市町村等と情報を共有化するとともに県民へのリアルタイムな情報提供を行う防災情報ネットワークの整備（平成 18 年度～20 年度）
 - 災害の状況に応じ随時、県民局から地域庁舎に職員を出動させるなどの防災体制のシステム化（平成 17 年度から検証中）

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/somu/gyokaku/kyoku/kyoku.htm>

担当部署：行政改革推進室